

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、電波法（第2条）及び無線局運用規則（第2条）において定める用語の定義について述べたものである。これらの規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 「モールス無線電信」とは、電波を利用して、 A を送り、又は B をいう。
 ② 「無線設備」とは、無線電信、 C を送り、又は D をいう。

	A	B	C	D
1	モールス符号	受けるための通信設備	無線電話その他電波	受けるための電氣的設備
2	符号	受けるための電氣的設備	無線電話その他電波	受けるための通信設備
3	符号	受けるための通信設備	音声その他の音響	受けるための電氣的設備
4	モールス符号	受けるための通信設備	音声その他の音響	受けるための電氣的設備
5	モールス符号	受けるための電氣的設備	無線電話その他電波	受けるための通信設備

A-2 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) A 無線局で総務省令で定めるもの
 (2) 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が B 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
 (3) 空中線電力が C 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
 (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

	A	B	C
1	発射する電波が著しく微弱な	1.5ワット	0.01ワット
2	小規模な	1.5ワット	1ワット
3	小規模な	0.5ワット	0.01ワット
4	発射する電波が著しく微弱な	0.5ワット	1ワット

A-3 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の再免許の申請に関する次の記述のうち、無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 再免許の申請は、免許の有効期間満了前3箇月以上1年を超えない期間に行わなければならない。
 2 再免許の申請は、免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間に行わなければならない。
 3 再免許の申請は、免許の有効期間満了前1箇月以上6箇月を超えない期間に行わなければならない。
 4 再免許の申請は、免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に行わなければならない。
 5 再免許の申請は、免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間に行わなければならない。

A－4 アマチュア無線局の廃止等に関する次の記述のうち、電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- 3 免許がその効力を失ったときは、総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない。
- 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、直ちにその無線設備を撤去し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 5 電波法第78条（電波の発射の防止）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

A－5 周波数測定装置の備付けに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 322MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条（周波数測定装置の備え付け）に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 2 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したもの でなければ、施設してはならない（注）。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 4 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

A－6 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には **A** を、また、カウンターポイズには **B** をそれぞれ設けなければならない。ただし、 **C** 周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A	B	C
1 整合器及び避雷器	避雷器	26.175MHzを超える
2 整合器及び避雷器	接地装置	26.175MHz以下の
3 避雷器又は接地装置	避雷器	26.175MHz以下の
4 避雷器又は接地装置	接地装置	26.175MHzを超える
5 避雷器又は接地装置	接地装置	26.175MHz以下の

A－7 送信装置に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条、第17条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度、湿度及び気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 2 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 3 アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。
- 4 アマチュア局の送信装置は、通常使用する通信速度でできる限り安定に動作するものでなければならない。

A-8 次の記述は、空中線の指向特性及び用語の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）及び無線設備規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) A の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
 - (4) B からの輻射
- ② 「 A の主輻射の角度の幅」とは、その方向における輻射電力と最大輻射の方向における輻射電力との差が C であるすべての方向を含む全角度をいい、度でこれを示す。

	A	B	C
1	垂直面	給電線	最小3デシベル
2	垂直面	カウンターポイズ	最大3デシベル
3	水平面	給電線	最大3デシベル
4	水平面	カウンターポイズ	最小3デシベル
5	水平面	カウンターポイズ	最大3デシベル

A-9 アマチュア無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合においては、識別信号は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合においては、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-10 擬似空中線回路の使用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電波の発射前には、なるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作することを確認しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、電波法第3章（無線設備）の技術基準に適合し、かつ、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-11 次の記述は、無線電信通信の通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第34条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① QSU又は A 若しくは B 1回
- ② 変更によって使用しようとする周波数（又は型式及び周波数） 1回 （注）
- 注 用いようとする電波の周波数があらかじめ定められているときは、②の送信を省略することができる。
- ③ ?（「 A」を送信したときに限る。） 1回

	A	B
1	QSS	QRX
2	QSS	QSY
3	QSW	QSY
4	QSW	QRX

A-12 次の記述は、無線電信通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 3回
 ② DE
 ③ 3回

	A	B	C
1	V V V	3回	自局の呼出符号
2	V V V	1回	Q R T ?
3	E X	1回	自局の呼出符号
4	E X	3回	Q R T ?

A-13 次の記述は、アマチュア局の無線電信通信における応答について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第23条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ略符号を表すモールス符号が入るものとする。

- ① 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
 ② ①の応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。
 (1) 相手局の呼出符号 3回以下 (2) DE 1回 (3) 自局の呼出符号 1回
 ③ ②の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「」の代わりに「」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

	A	B
1	— . —	. — . . .
2	— . . . —	. — . . .
3	— . . . —	. —
4	— . —	. —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 無線電信通信において、次の略符号及び記号を表すモールス符号のうち、「こちらは、もっとおそく送信しましょうか。」を示すQ符号及び問符はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	— . —	. — .	. —	— . . . —
2	— . —	. — .	. — . .	— . . . —
3	— . —	. — .	. . .	. . — . . .
4	— . —	. — .	— — —	. . — . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 無線電信通信において、次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらの位置は、緯度・・・、経度・・・（又は他の表示による。）です。」を示すQ符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	— . —	. — .	— .
2	— . —	. . .	. —
3	— . —	. — .	
4	— . —	—	

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 無線電信通信において、次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらは、そちらへ伝送するものではありません。」を示すQ符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- · - · - · -
- 2 --- · - · · · · · · -
- 3 --- · - · - · · · -
- 4 --- · - · · · - - · ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣が行う処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、B させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければならない。
- ④ ①によって電波の発射を停止された無線局を運用した者は、1年以下の拘禁刑又は D に処する。

A	B	C	D
1 3箇月以内の期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射	その旨を通知	50万円以下の罰金
2 臨時に	その無線局に電波を試験的に発射	①の停止を解除	100万円以下の罰金
3 臨時に	その電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除	50万円以下の罰金
4 3箇月以内の期間を定めて	その電波の質の測定結果を報告	その旨を通知	100万円以下の罰金

A-18 非常の場合の無線通信に関する次の記述のうち、電波法（第74条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 2 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 3 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。
- 4 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線従事者に行わせることができる。

A-19 局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数スペクトルの特定の領域で使用することを目的とする送信装置及び受信装置は、そのスペクトルの隣接領域その他の領域で使用される可能性がある送信装置及び受信装置とは異なる技術特性で設計するものとする。
- 2 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。

A-20 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて **A** を命じ、又は期間を定めて **B** を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可等）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①による命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **C** を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 無線局の運用の停止	電波の型式若しくは周波数	3年
2 無線局の運用の停止	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	2年
3 空中線の撤去	電波の型式若しくは周波数	2年
4 空中線の撤去	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	3年

A-21 次の記述のうち、アマチュア局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときに免許人が執るべき対応に適合するものはどれか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局検査結果通知書の余白に記載しなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかに電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う点検を受けなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

A-22 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、**A** の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の **B** 及び業務の性質上可能な場合には、受信局の **B** は、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、**C** のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 無線通信規則に定めない略語	位置	無指向性
2 識別表示のない信号	位置	指向性
3 無線通信規則に定めない略語	無線設備	指向性
4 識別表示のない信号	無線設備	無指向性

A－23 次の記述のうち、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときに執るべき措置に適合しないものはどれか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反が行われたことを知った場合には、その事実を確認して必要な措置を執らなければならない。
- 2** 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 3** 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、無線通信規則で認められた権限に基づき、その違反をした者の属する国の主管庁にその事実及び内容を通報しなければならない。
- 4** 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

A－24 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府又はこれに代わる者が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 **A** ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 **B** に従い、 **C** を守ることを要する。

A	B	C
1 管理し、又は保守する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	無線通信の規律
2 管理し、又は保守する	その属する国の法令	電気通信の秘密
3 設置し、又は運用する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	電気通信の秘密
4 設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律
5 設置し、又は運用する	その属する国の法令	電気通信の秘密

B－1 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可等）第1項の規定により **ア** の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が **イ** に適合していると認められた後でなければ、 **ウ** してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る **エ** を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 **オ** することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の12（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項 | 2 無線設備の設置場所 |
| 3 同条同項の許可の内容 | 4 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準 |
| 5 当該無線局の無線設備を運用 | 6 許可に係る無線設備を運用 |
| 7 点検の結果 | 8 検査の結果 |
| 9 省略 | 10 その一部を省略 |

B－2 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 無線通信は、できる限り正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。
- イ** 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ウ** 無線通信は、できる限り速い通信速度で行うものとする。
- エ** 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- オ** 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

B－3 次に掲げるアルファベット及び数字の字句並びにモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

字句	モールス符号
ア YSBMT1	— . — . — . . . — . . . — — — — . — — — —
イ CNZJE2	— . — . . — . — — — . . — — — — . . — — — —
ウ PURAV8	. — — . . . — . — . . . — . — — — — . .
エ GXKHT5	— — . — . . — — — — —
オ WLQDF6	. — — — — — — . . — . —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－4 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の 、高調波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する が、総務省令で定める限度をこえて他の の に支障を与えるものであってはならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 スペクトル | 2 無線設備 |
| 3 通信波等 | 4 機能 |
| 5 微弱電波 | 6 偏差及び幅 |
| 7 強度等 | 8 電波又は高周波電流 |
| 9 運用 | 10 無線通信 |

B－5 次に掲げる場合のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、無線従事者の免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない場合に該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 日本の国籍を有しない人となったとき。
- イ 無線従事者とその免許の取消しの処分を受けたとき。
- ウ 無線従事者が刑法の罪を犯し拘禁刑に処せられたとき。
- エ 無線従事者が無線設備の操作に引き続き5年以上従事しなかったとき。
- オ 無線従事者とその免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。

B－6 次の記述は、「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

「有害な混信」とは、 の し、又は に従って行う の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを 若しくは妨害する混信をいう。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 意図的に干渉し | 2 反覆的に中断し |
| 3 その局の属する国の法令 | 4 運用を妨害 |
| 5 無線通信規則 | 6 運用を中断 |
| 7 無線通信業務 | 8 電気通信業務 |
| 9 無線通信業務又は放送業務 | 10 無線航行业務その他の安全業務 |